



茨城県報 第901号

平成9年10月23日

木曜日

目 次

告 示

ページ

●字の区域の設定(地方課)	1
●字の区域の変更(")	2
●第二種大規模小売店舗に関する公示(3件)(商業流通課)	3
●臨時種畜検査の実施(畜産課)	4
●公有水面埋立ての竣功の認可(水産振興課)	4
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	7
●道路の供用の開始(")	9
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市整備課)	9

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(6件)	10
------------------------------------	----

公 告

●地籍調査の成果認証(農地計画課)	14
●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課)	15
●道路の位置の指定(建築指導課)	15
●道路の位置の指定の廃止(")	16

告 示

茨城県告示第1112号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により十王町長から同町内の字の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

城の丘一丁目に設定する区域

大字友部字大谷下 350の1の一部、350の3の一部、361の1、362の14、385の10、385の13から385の17まで、392の1から392の4まで、393の1、393の2、394の1から394の10まで、401の一部、402の2の一部、403の1の一部、403の2の一部、403の4の一部、403の6から403の10まで、403の11の一部、403の12の一部、403の17、403の18、403の27から403の30まで、416の2、434の1から

434の9まで, 437の1, 437の2, 440の1から440の3まで

大字友部字古 館 441, 441の2から441の5まで, 447の1から447の9まで, 453の1, 453の3から453の6まで,
454の3, 456, 461, 464, 464の2, 498の1, 498の3, 527

同 字河子内 526の1, 530, 530の2から530の4まで, 531の1, 532の2, 532の4, 569

同 字沢小屋 575の1の一部, 575の11の一部, 575の34から575の36まで, 575の73, 575の76の一部, 575の7
7から575の83まで, 575の84の一部, 575の85から575の87まで

城の丘二丁目に設定する区域

大字友部字大谷下 403の1の一部, 403の2の一部

同 字沢小屋 575の1の一部, 575の11の一部, 575の74, 575の75, 575の76の一部, 575の84の一部, 673の
1, 676の1の一部, 676の2, 676の3の一部, 676の4, 676の5, 676の6の一部, 676の9
から676の12まで, 676の13の一部

城の丘三丁目に設定する区域

大字友部字大谷下 350の1の一部, 350の3の一部, 350の4, 401の一部, 402, 402の2の一部, 402の3, 403の
1の一部, 403の2の一部, 403の3, 403の4の一部, 403の5, 403の11の一部, 403の12の一
部, 403の13, 403の14, 403の19から403の21まで, 403の23, 403の24, 403の25の一部, 404,
408の1の一部, 408の5の一部, 411の2の一部, 411の3

同 字沢小屋 575の1の一部

城の丘四丁目に設定する区域

大字友部字大谷下 403の1の一部, 403の15の一部, 403の16の一部,

同 字沢小屋 575の1の一部, 676の1の一部, 676の3の一部, 676の6の一部, 676の7, 676の8, 676の
13の一部, 676の14から676の16まで, 715の1, 715の4から715の12まで

同 字越 子 747の1から747の3まで, 749, 749の2

城の丘五丁目に設定する区域

大字友部字大谷下 403の1の一部, 403の15の一部, 403の22, 403の25の一部, 403の26, 408の5の一部, 408の
6, 411の1, 411の2の一部, 414の15, 414の17から414の20まで, 414の22から414の24まで

同 字沢小屋 575の1の一部, 676の6の一部, 676の13の一部

上記の地番は, 平成9年7月30日現在の登記簿による。

茨城県告示第1113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により高萩市長から同市内の字の区域の一部を次のとお
り変更する旨の届出があった。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

大字上手綱字上ヶ穂町に変更する区域

大字上手綱字塩 沢 1006の5から1006の7まで, 1010の2, 1010の6から1010の9まで, 1011の1から1011の
3まで

同 字鴻ノ巣 1012の1から1012の3まで

同 字ヤツキリ 1048の2, 1049の2, 1051, 1052の2, 1055の1から1055の4まで, 1057の1から1057の
3まで, 1058, 1059, 1059の1, 1059の2, 1066, 1066の1, 1067, 1068, 1088の1,
1088の2, 1089の1から1089の3まで, 1090, 1091, 1091の1, 1092, 1093, 1095から

- 1097まで, 1127の2, 1132, 1133の1, 1133の2, 1140から1142まで, 1144の2
- 同 字舞 台 1060の2, 1061の4, 1063の2
- 同 字焼 切 1050, 1069の1から1069の3まで, 1070の1, 1070の2, 1071から1074まで, 1077の2, 1079から1082まで, 1085, 1086の1から1086の3まで, 1087, 1090の1, 1094の2, 1098の2, 1129の2, 1131, 1134, 1135, 1136の1から1136の3まで, 1137の1から1137の3まで, 1138の2, 1139の1から1139の3まで, 1143, 1143の2, 1143の3
- 同 字富士山下 1199の1, 1205
- 同 字塩 坪 1206の2, 1207から1210まで, 1211の1から1211の4まで, 1212, 1213の1, 1213の2, 1214, 1215の2, 1215の3, 1216, 1217, 1218の1から1218の3まで, 1222, 1223の1, 1223の2
- 同 字上 野 1119の2, 1119の3
- 同 字カツロウ 1220, 1224の2, 1225から1227まで, 1228の2, 1229の3, 1231の4, 1238の2, 1245の2, 1249の7, 1251の2, 1253, 1254の1から1254の4まで, 1255, 1256の2, 1257の2, 1258の2, 1288の1, 1288の2, 1288の6, 1289の1, 1289の5, 1291の1から1291の3まで, 1292の1から1292の3まで, 1293の1から1293の3まで, 1296の1から1296の3まで, 1297の2, 1307の3, 1311の6, 1311の7, 1320の7
- 同 字ボグラ作 1294, 1295, 1298
- 同 字ボタラ作 1299, 1301, 1302, 1308, 1309, 1313の4

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

茨城県告示第1114号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については, 調整が行われることがあるので, 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により, 公示する。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ジェームス茨城
- 2 建物の名称及び所在地 (仮称)株式会社ジェームス茨城水戸店
茨城県水戸市千波町1890-1 外

茨城県告示第1115号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については, 調整が行われることがあるので, 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により, 公示する。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 大 野 五 郎
- 2 建物の名称及び所在地 西松屋チェーンつくば店
茨城県つくば市東2丁目10-14 外

茨城県告示第1116号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 香取屋石油
- 2 建物の名称及び所在地 紳士服のコナカ佐原・東店
茨城県稲敷郡東町西代字東田1510-3 外

茨城県告示第1117号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号並びに家畜改良増殖法施行規則第2条第2項の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

検 査 年 月 日	検 査 場 所
平成9年11月18日	久慈郡里美村里川863-1 里美共同模範牧場

茨城県告示第1118号

昭和55年11月20日付け水施指令第190号で免許した那珂湊漁港区域内の公有水面埋立てに関する工事については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 竣功認可年月日 平成9年10月16日
- 2 認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 認可を受けた者の名称
茨城県
 - (2) 認可を受けた者の住所
茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号
 - (3) 代表者の氏名
茨城県知事 橋 本 昌
- 3 埋立区域の位置 茨城県ひたちなか市平磯町地先公有水面
- 4 埋立区域及びその面積
 - (1) 埋立区域
A区域
次の1の地点から4の地点までを順次に結んだ線及び4の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域
1の地点 ひたちなか市和尚塚第I X系四等三角点包5和尚塚（北緯36度21分08秒887，東経140度36分13秒423）

から 70 度 35 分 07 秒, 1,939.57 メートルの地点

- 2 の地点 1 の地点から 203 度 21 分 55 秒 58.57 メートルの地点
- 3 の地点 2 の地点から 210 度 07 分 19 秒 72.88 メートルの地点
- 4 の地点 3 の地点から 24 度 49 分 33 秒 134.09 メートルの地点

B 区域

次の 5 の地点から 13 の地点までを順次に結んだ線及び 13 の地点と 5 の地点を結んだ線により囲まれた区域

- 5 の地点 ひたちなか市和尚塚第 I X 系四等三角点包 5 和尚塚 (北緯 36 度 21 分 08 秒 887, 東経 140 度 36 分 13 秒 423)
から 73 度 52 分 18 秒, 1,823.76 メートルの地点

- 6 の地点 5 の地点から 227 度 47 分 09 秒 66.69 メートルの地点
- 7 の地点 6 の地点から 234 度 11 分 33 秒 39.46 メートルの地点
- 8 の地点 7 の地点から 341 度 33 分 54 秒 3.16 メートルの地点
- 9 の地点 8 の地点から 52 度 45 分 55 秒 3.14 メートルの地点
- 10 の地点 9 の地点から 46 度 50 分 51 秒 30.70 メートルの地点
- 11 の地点 10 の地点から 51 度 03 分 54 秒 22.75 メートルの地点
- 12 の地点 11 の地点から 52 度 49 分 51 秒 30.62 メートルの地点
- 13 の地点 12 の地点から 59 度 57 分 31 秒 9.59 メートルの地点

C 区域

次の 14 の地点から 46 の地点までを順次に結んだ線及び 46 の地点と 14 の地点を結んだ線により囲まれた区域

- 14 の地点 ひたちなか市和尚塚第 I X 系四等三角点包 5 和尚塚 (北緯 36 度 21 分 08 秒 887, 東経 140 度 36 分 13 秒 423)
から 75 度 20 分 51 秒, 1,722.50 メートルの地点

- 15 の地点 14 の地点から 234 度 06 分 12 秒 367.03 メートルの地点
- 16 の地点 15 の地点から 232 度 57 分 12 秒 17.76 メートルの地点
- 17 の地点 16 の地点から 186 度 37 分 57 秒 8.66 メートルの地点
- 18 の地点 17 の地点から 230 度 11 分 00 秒 93.40 メートルの地点
- 19 の地点 18 の地点から 227 度 12 分 24 秒 149.98 メートルの地点
- 20 の地点 19 の地点から 319 度 23 分 55 秒 10.14 メートルの地点
- 21 の地点 20 の地点から 47 度 01 分 17 秒 18.04 メートルの地点
- 22 の地点 21 の地点から 41 度 47 分 53 秒 20.25 メートルの地点
- 23 の地点 22 の地点から 18 度 26 分 06 秒 1.90 メートルの地点
- 24 の地点 23 の地点から 25 度 26 分 43 秒 13.73 メートルの地点
- 25 の地点 24 の地点から 128 度 39 分 35 秒 5.76 メートルの地点
- 26 の地点 25 の地点から 35 度 32 分 16 秒 29.25 メートルの地点
- 27 の地点 26 の地点から 55 度 52 分 38 秒 18.36 メートルの地点
- 28 の地点 27 の地点から 50 度 35 分 34 秒 23.94 メートルの地点
- 29 の地点 28 の地点から 31 度 26 分 55 秒 14.18 メートルの地点
- 30 の地点 29 の地点から 14 度 22 分 53 秒 12.08 メートルの地点
- 31 の地点 30 の地点から 47 度 10 分 58 秒 1.65 メートルの地点
- 32 の地点 31 の地点から 50 度 41 分 49 秒 119.92 メートルの地点
- 33 の地点 32 の地点から 54 度 08 分 11 秒 88.96 メートルの地点
- 34 の地点 33 の地点から 67 度 39 分 34 秒 15.79 メートルの地点

35の地点	34の地点から	61度11分21秒	4.57メートルの地点
36の地点	35の地点から	54度41分20秒	2.94メートルの地点
37の地点	36の地点から	43度07分20秒	8.63メートルの地点
38の地点	37の地点から	37度59分55秒	4.06メートルの地点
39の地点	38の地点から	36度39分22秒	5.36メートルの地点
40の地点	39の地点から	54度13分15秒	22.06メートルの地点
41の地点	40の地点から	126度52分12秒	7.50メートルの地点
42の地点	41の地点から	38度50分41秒	29.02メートルの地点
43の地点	42の地点から	53度58分21秒	48.97メートルの地点
44の地点	43の地点から	63度07分19秒	98.21メートルの地点
45の地点	44の地点から	55度55分39秒	29.09メートルの地点
46の地点	45の地点から	53度00分17秒	9.14メートルの地点

D区域

次の47の地点から84の地点までを順次に結んだ線及び84の地点と47の地点を結んだ線により囲まれた区域

47の地点 ひたちなか市和尚塚第 I X系四等三角点包 5 和尚塚 (北緯36度21分08秒887, 東経140度36分13秒423) から96度47分11秒, 939.62メートルの地点

48の地点	47の地点から	131度12分08秒	0.87メートルの地点
49の地点	48の地点から	51度09分51秒	37.50メートルの地点
50の地点	49の地点から	221度46分47秒	52.01メートルの地点
51の地点	50の地点から	221度46分48秒	90.47メートルの地点
52の地点	51の地点から	220度17分42秒	22.75メートルの地点
53の地点	52の地点から	212度35分06秒	12.21メートルの地点
54の地点	53の地点から	301度09分33秒	5.02メートルの地点
55の地点	54の地点から	205度03分38秒	34.00メートルの地点
56の地点	55の地点から	194度49分59秒	23.12メートルの地点
57の地点	56の地点から	193度20分04秒	11.60メートルの地点
58の地点	57の地点から	195度45分47秒	38.83メートルの地点
59の地点	58の地点から	206度40分17秒	43.60メートルの地点
60の地点	59の地点から	218度18分25秒	21.83メートルの地点
61の地点	60の地点から	310度07分05秒	2.70メートルの地点
62の地点	61の地点から	315度32分08秒	7.57メートルの地点
63の地点	62の地点から	38度44分27秒	11.03メートルの地点
64の地点	63の地点から	34度01分40秒	14.12メートルの地点
65の地点	64の地点から	24度55分43秒	15.66メートルの地点
66の地点	65の地点から	22度22分48秒	11.03メートルの地点
67の地点	66の地点から	17度32分45秒	14.26メートルの地点
68の地点	67の地点から	16度31分33秒	28.48メートルの地点
69の地点	68の地点から	18度19分07秒	15.59メートルの地点
70の地点	69の地点から	16度51分06秒	25.18メートルの地点
71の地点	70の地点から	18度38分30秒	8.76メートルの地点

72の地点	71の地点から	25度06分53秒	3.53メートルの地点
73の地点	72の地点から	26度49分40秒	9.75メートルの地点
74の地点	73の地点から	27度28分28秒	5.64メートルの地点
75の地点	74の地点から	35度38分23秒	6.52メートルの地点
76の地点	75の地点から	39度07分03秒	11.73メートルの地点
77の地点	76の地点から	39度59分13秒	8.09メートルの地点
78の地点	77の地点から	37度34分07秒	11.48メートルの地点
79の地点	78の地点から	34度37分27秒	5.10メートルの地点
80の地点	79の地点から	29度03分17秒	4.12メートルの地点
81の地点	80の地点から	23度36分26秒	14.73メートルの地点
82の地点	81の地点から	20度29分50秒	11.42メートルの地点
83の地点	82の地点から	41度28分31秒	78.21メートルの地点
84の地点	83の地点から	126度56分34秒	1.10メートルの地点

(2) 埋立区域の面積

16,372.07平方メートル (うち国に帰属する面積5,087.66平方メートル)

5 埋立免許の年月日及び番号 昭和55年11月20日, 水施指令第190号

6 地元市町村名 ひたちなか市

茨城県告示第1119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年10月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
一 般 国 道 408号	稲敷郡江戸崎町大字上君山 字戸崎2265番地先から	旧	最大 14.9 最小 11.0	418	
	稲敷郡江戸崎町大字上君山 字西2147番1地先まで	新	最大 14.9 最小 12.0	418	現道拡幅
一 般 国 道 408号	稲敷郡江戸崎町大字上君山 字西392番地先から	旧	最大 15.1 最小 11.1	182	
	稲敷郡江戸崎町大字上君山 字高根1930番4地先まで	新	最大 15.1 最小 12.1	182	現道拡幅
一 般 国 道 408号	稲敷郡江戸崎町大字上君山 字高根1928番地先から	旧	最大 12.7 最小 12.1	38	
	稲敷郡江戸崎町大字上君山 字高根1927番1地先まで	新	最大 13.8 最小 12.6	38	現道拡幅

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
一 般 国 道 408号	牛久市大字奥原町字下田102番 3 地先から	旧	最大 11.0 最小 9.7	169	
	牛久市大字奥原町字高根下145番地先まで	新	最大 14.8 最小 11.4	169	現道拡幅
一 般 国 道 408号	牛久市大字奥原町 字高根下190番 2 地先から	旧	最大 15.8 最小 6.2	1,000	
	牛久市大字奥原町 字天王後2082番 1 地先まで	新	最大 15.8 最小 9.1	1,000	現道拡幅
一 般 国 道 408号	牛久市大字奥原町 字池田2077番 2 地先から	旧	最大 11.0 最小 8.7	74	
	牛久市大字奥原町字塙台1765番地先まで	新	最大 13.8 最小 11.2	74	現道拡幅
一 般 国 道 408号	牛久市大字奥原町 字清水台1730番 1 地先から	旧	最大 15.3 最小 7.2	115	
	牛久市大字井ノ岡町 字井ノ岡216番 1 地先まで	新	最大 15.6 最小 8.7	115	現道拡幅
一 般 国 道 408号	牛久市大字井ノ岡町 字井ノ岡206番 1 地先から	旧	最大 14.3 最小 8.8	82	
	牛久市大字井ノ岡町 字井ノ岡204番地先まで	新	最大 14.3 最小 9.8	82	現道拡幅
一 般 国 道 408号	牛久市大字小坂町字大坂1902番地先から	旧	最大 16.2 最小 13.4	63	
	牛久市大字小坂町字大坂1901番地先まで	新	最大 21.1 最小 15.4	63	現道拡幅
一 般 国 道 408号	牛久市大字小坂町 字大坂1890番97地先から	旧	最大 21.3 最小 10.1	191	
	牛久市大字岡見町 字ホレち2450番 4 地先まで	新	最大 24.0 最小 11.8	191	現道拡幅
県 道 土 浦 江 戸 崎 線	稲敷郡阿見町大字実穀 字下宿1330番 1 から	旧	最大 9.3 最小 7.9	41	
	稲敷郡阿見町大字実穀 字横町1320番 2 まで	新	最大 32.0 最小 8.0	41	現道拡幅
県 道 土 浦 竜ヶ崎 線	稲敷郡阿見町大字実穀 字横町1319番 1 から	旧	最大 8.8 最小 7.6	53	
	稲敷郡阿見町大字実穀 字横町1317番 5 まで	新	最大 9.2 最小 9.0	53	現道拡幅

茨城県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年10月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 荒川沖阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
土浦市荒川沖東一丁目830番3地先から 稲敷郡阿見町大字荒川沖 字鞆野1435番3地先まで	旧	最大 14.0 最小 7.5	338	
	新	最大 25.0 最小 10.5	338	現道拡幅

茨城県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成9年10月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 125号	新治郡新治村大字大畑字大畑848番から 新治郡新治村大字高岡字高岡1964番1まで	平成9年10月31日
県道 土浦笠間線	新治郡千代田町大字中志筑字中志筑2193番1地先から 新治郡千代田町大字中志筑字中志筑2188番地先まで	平成9年10月23日

茨城県告示第1122号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、ひたちなか市西古内土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次の通り告示する。

平成9年10月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	清 水 英 俊	ひたちなか市高場1103番地
副理事長	清 水 武 彦	ひたちなか市高場1285番地
〃	鴨志田 成 男	ひたちなか市東石川3064番地
理 事	鴨志田 中 男	ひたちなか市東石川3066番地
〃	清 水 實	ひたちなか市高場1266番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	立 原 寛 治	ひたちなか市東石川2670番地の 1
〃	立 原 武 夫	ひたちなか市東石川2723番地
〃	松 本 光 榮	ひたちなか市高場676番地
〃	松 本 正 夫	ひたちなか市高場1228番地の 1
〃	武 藤 清	ひたちなか市東石川2743番地

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第64号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にとっては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にとっては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業流通課内)に到着するように提出して下さい。

平成9年10月23日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 届出者の氏名又は名称 株式会社 ハイマート
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 ハイマート八千代店  
茨城県結城郡八千代町大字菅谷601番地 1 外
- 現在の店舗面積 783㎡
- 増加しようとする店舗面積 1,020㎡
- 店舗面積を増加する日 平成10年4月30日

~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第65号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にとっては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にとっては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業流通課内)に到着するように提出して下さい。

平成9年10月23日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 届出者の氏名又は名称 株式会社 サンユーストアー
- 届出者の住所 茨城県北茨城市磯原町本町3丁目5番地の5
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 サンユーストアー日高店
茨城県日立市日高町4丁目45番地 外
- 開 店 日 平成9年12月29日
- 店 舗 面 積 1,156㎡

6 主として販売する物品の種類 食料品 家庭用品 等

茨城県大規模小売店舗審議会告示第66号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業流通課内)に到着するように提出して下さい。

平成9年10月23日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 セイブ
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ袴塚店
茨城県水戸市袴塚町2丁目2758-1 外
 - 3 現在の年間休業日数 年間20日
 - 4 削減後の年間休業日数 年間13日
 - 5 休業日数の削減を行う年月日 平成9年12月1日
-
- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 本田生花苑
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ袴塚店
茨城県水戸市袴塚町2丁目2758-1 外
 - 3 現在の休業日数 年間20日
 - 4 削減後の休業日数 年間13日
 - 5 休業日数の削減を行う年月日 平成9年12月1日
-
- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 赤とんぼ
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ袴塚店
茨城県水戸市袴塚町2丁目2758-1 外
 - 3 現在の休業日数 年間20日
 - 4 削減後の休業日数 年間13日
 - 5 休業日数の削減を行う年月日 平成9年12月1日
-
- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 岩崎薬局
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ袴塚店
茨城県水戸市袴塚町2丁目2758-1 外
 - 3 現在の休業日数 年間20日
 - 4 削減後の休業日数 年間13日
 - 5 休業日数の削減を行う年月日 平成9年12月1日
-
- 1 届出者の氏名又は名称 笹 島 邦 寛

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ袴塚店
茨城県水戸市袴塚町 2 丁目 2758-1 外

3 現在の休業日数 年間 20 日

4 削減後の休業日数 年間 13 日

5 休業日数の削減を行う年月日 平成 9 年 12 月 1 日

1 届出者の氏名又は名称 株式会社 フクダヤ

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ袴塚店
茨城県水戸市袴塚町 2 丁目 2758-1 外

3 現在の年間休業日数 年間 20 日

4 削減後の年間休業日数 年間 13 日

5 休業日数の削減を行う年月日 平成 9 年 12 月 1 日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 67 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和 49 年通商産業省令第 17 号）第 9 条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成 9 年 10 月 23 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

1 届出者の氏名又は名称 株式会社カスミ家電

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ家電鹿島一番館
茨城県鹿島郡神栖町鰐川 1-22 外

3 現在の店舗面積 1,486㎡

4 現在の休業日数 24 日

5 増加しようとする店舗面積 990㎡

6 削減後の休業日数 12 日

7 店舗面積の増加及び休業日数を削減する日 平成 10 年 3 月 2 日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 68 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和 49 年通商産業省令第 17 号）第 9 条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成 9 年 10 月 23 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 セイブ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ見和店
茨城県水戸市見川 5 丁目 115
- 3 現在の休業日数 年間 20 日
- 4 削減後の休業日数 年間 13 日
- 5 休業日数の削減を行う年月日 平成 9 年 12 月 1 日

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 堤商店
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ見和店
茨城県水戸市見川 5 丁目 115
- 3 現在の休業日数 年間 20 日
- 4 削減後の休業日数 年間 13 日
- 5 休業日数の削減を行う年月日 平成 9 年 12 月 1 日

- 1 届出者の氏名又は名称 日立サンドライ株式会社
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ見和店
茨城県水戸市見川 5 丁目 115
- 3 現在の休業日数 年間 20 日
- 4 削減後の休業日数 年間 13 日
- 5 休業日数の削減を行う年月日 平成 9 年 12 月 1 日

- 1 届出者の氏名又は名称 松 原 陽一郎
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ見和店
茨城県水戸市見川 5 丁目 115
- 3 現在の休業日数 年間 20 日
- 4 削減後の休業日数 年間 13 日
- 5 休業日数の削減を行う年月日 平成 9 年 12 月 1 日

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 スズヨン
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ見和店
茨城県水戸市見川 5 丁目 115
- 3 現在の休業日数 年間 20 日
- 4 削減後の休業日数 年間 13 日
- 5 休業日数の削減を行う年月日 平成 9 年 12 月 1 日

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 ヤスダヤ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社セイブ見和店
茨城県水戸市見川 5 丁目 115
- 3 現在の休業日数 年間 20 日
- 4 削減後の休業日数 年間 13 日

5 休業日数の削減を行う年月日 平成 9 年 12 月 1 日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 69 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和 49 年通商産業省令第 17 号）第 9 条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成 9 年 10 月 23 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 スーパーマルモ
- 2 届出者の住所 茨城県土浦市神立中央 2 丁目 2 番 10 号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) スーパーマルモ まりやま店
茨城県土浦市摩利山新田字権現前 79-1 外
- 4 開 店 日 平成 10 年 6 月 19 日
- 5 店 舗 面 積 2,297㎡
- 6 主として販売する物品の種類 食料品 家庭用品 等

公 告

◎地籍調査の成果認証

岩井市、古河市、水海道市、石岡市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により認証した。

平成 9 年 10 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	岩井市、古河市、水海道市、石岡市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	岩井市大字長須の一部 平成 7 年 9 月 11 日から 平成 7 年 9 月 28 日まで 古河市常盤町の全部、三杉町二丁目の一部 平成 7 年 7 月 6 日から 平成 7 年 12 月 20 日まで 水海道市大生郷新田町の一部 平成 8 年 5 月 20 日から 平成 9 年 2 月 6 日まで

	石岡市大字東大橋の一部 平成 7 年 6 月 19 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで 石岡市大谷津の全部, 南台四丁目・大字石岡の各一部 平成 7 年 6 月 19 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで
認 証 年 月 日	平成 9 年 10 月 16 日

◎都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画 公園の変更に伴い、牛久市から当該都市計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 9 年 10 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画を変更する土地の区域
(追加する部分)

3・3・102号 牛久北部南近隣公園

牛久市中根町字池下, 字小山, 字加城, 字原田, 字中久喜の各一部

下根町字池袋, 字地後, 字加上の各一部

- 2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市局都市計画課

◎都市計画の図書の縦覧

古河・総和都市計画 火葬場の決定に伴い、古河市から当該都市計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 9 年 10 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画を定める土地の区域
(名 称)

古河市火葬場

(土地の区域)

古河市三杉町二丁目の一部

- 2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市局都市計画課

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 9 年 10 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第1299号	平成 9 年 10 月 15 日	昭栄産業 株式会社 代表取締役 岡田 順子	埼玉県浦和市南本町 1丁目3番1号	西茨城郡友部町 大字旭町字西原 225番3, 同番8, 同番10, 同番13	メートル 4.10	メートル 49.05

◎道路の位置の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり廃止した。

平成 9 年 10 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第1298号	平成 9 年 10 月 15 日	川俣 一雄	笠間市笠間2014番地	笠間市笠間 字堂の越2416番5	メートル 4.50	メートル 32.80

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)